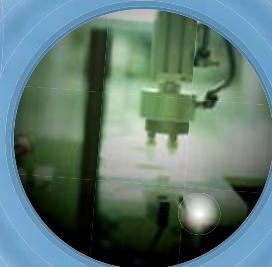
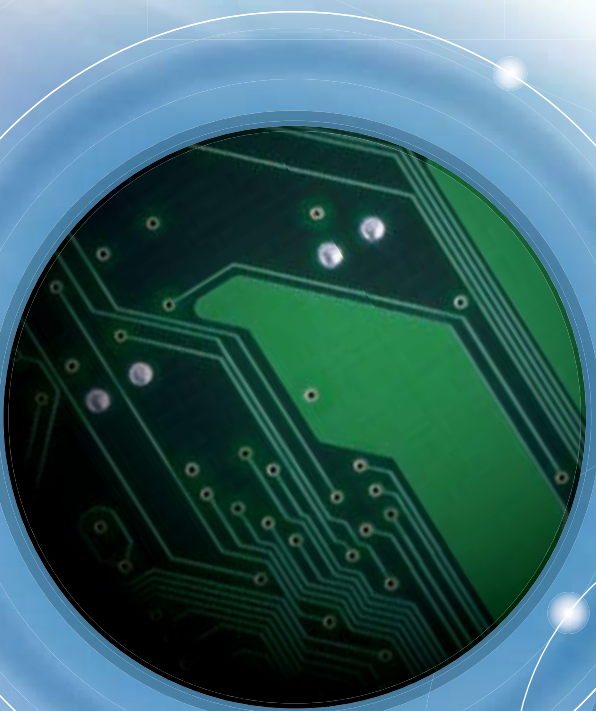


国家検定

技能検定

随時3級・基礎1級・基礎2級



厚生労働省・都道府県
中央職業能力開発協会
都道府県職業能力開発協会

開発途上国の経済発展を担う「人作り」を通じた国際貢献、国際協力を推進するため、平成5年に創設された「技能実習制度」が、平成22年7月1日に改正されました。

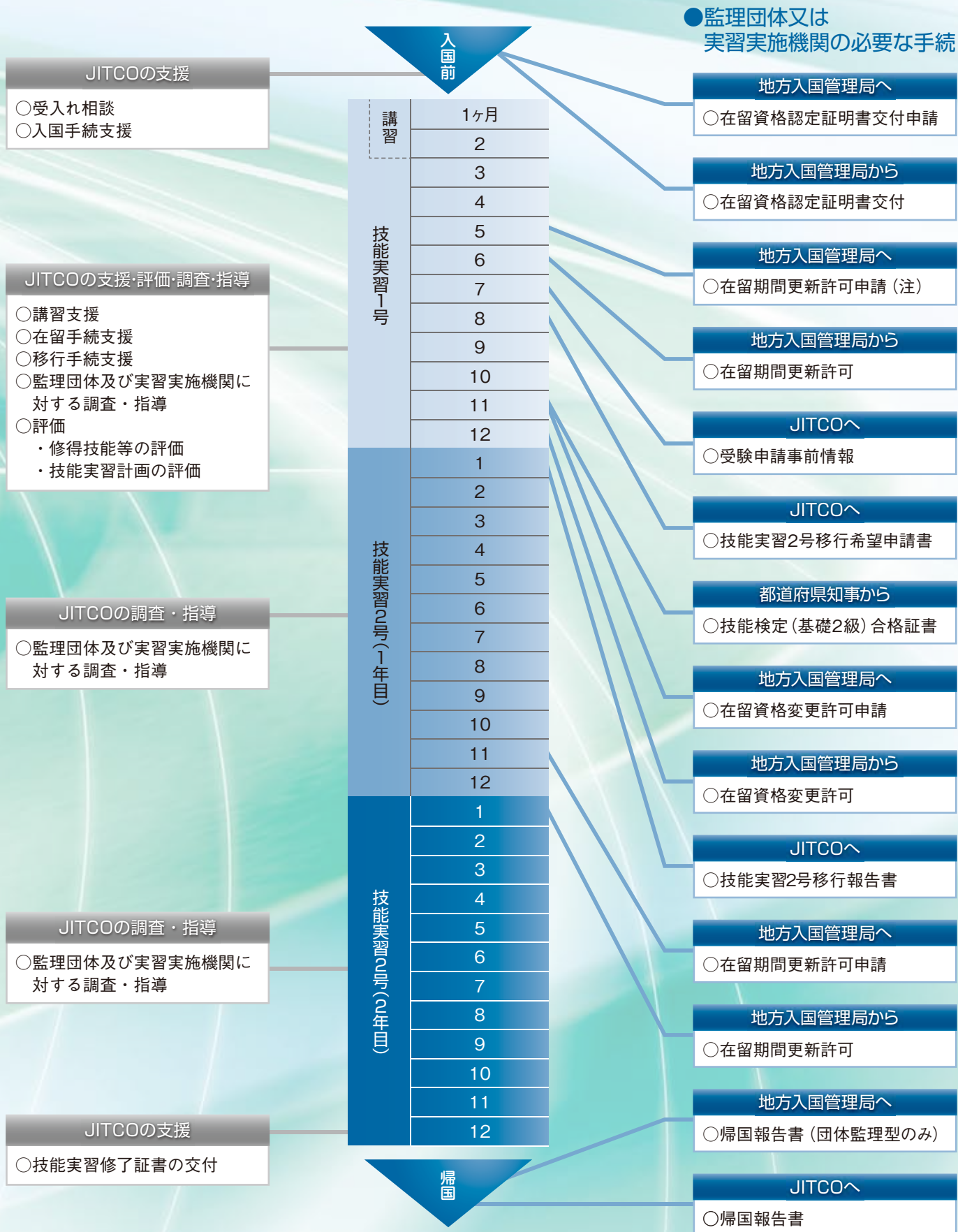
新しい技能実習制度では、実習先企業との雇用関係のもと、一定期間の実習（技能実習1号）を経た上で、評価試験の合格等所定の要件を充足した実習生は、技能実習2号に移行して、より実践的な技術技能を習得できることとなります。

随時実施される3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、この技能実習制度における実習の成果を評価する試験として設けられたものです。

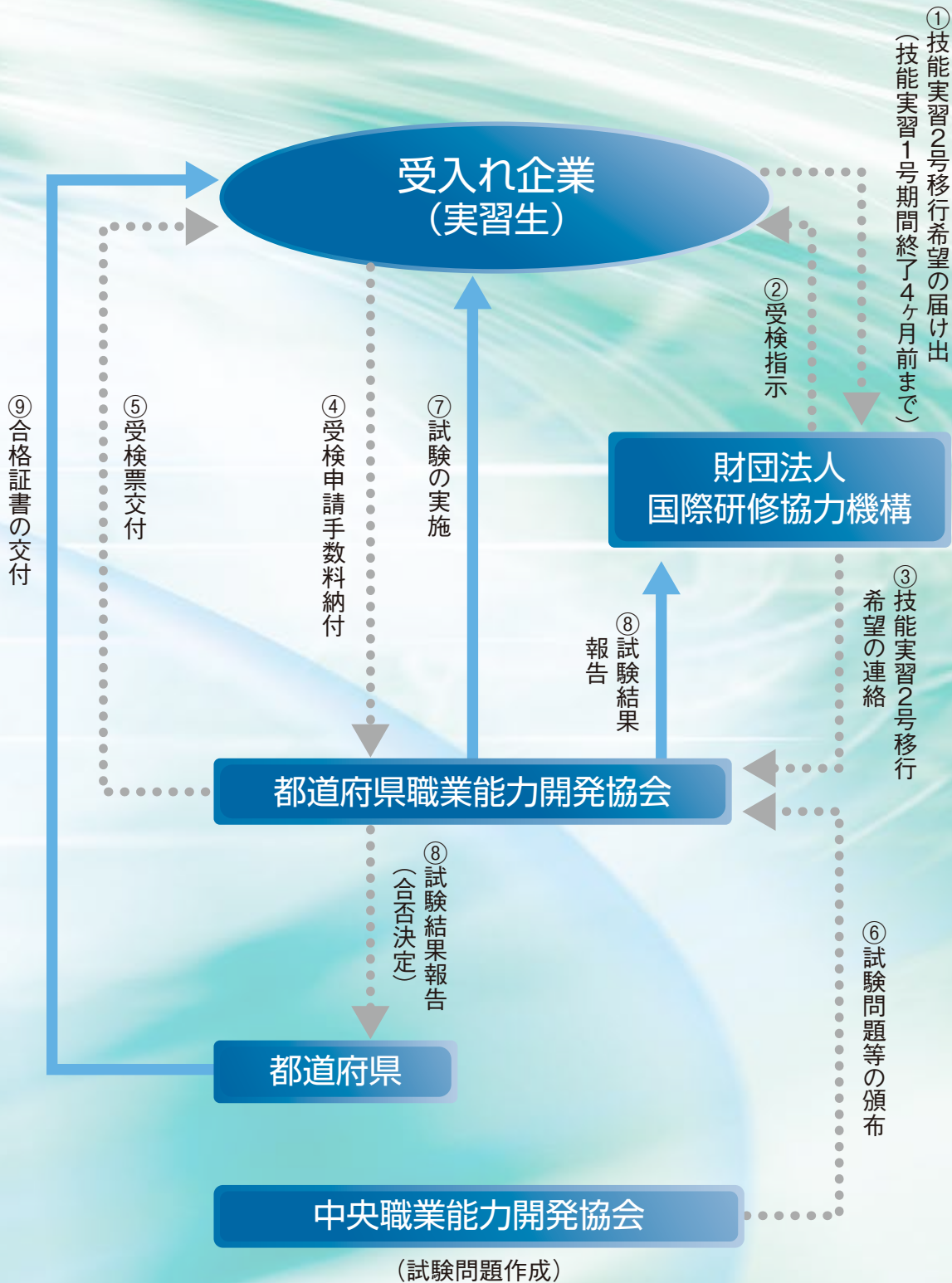
基礎2級は、技能実習1号から2号に移行する前に修得技能等の評価を行うために実施され、また、基礎1級（技能実習2号1年終了時取得目標）及び随時3級（技能実習2号2年終了時取得目標）は、在日中に修得した技能等を評価するために実施されます。

基礎2級の技能検定を受検するには、実習生の修得技能等の評価機関である財団法人国際研修協力機構（JITCO）に対し、実習生の実習期間（技能実習1号）が終了する4ヶ月前までに技能実習2号への移行希望の申し出を行うことが必要です。その上で、JITCOの指示に基づいて、都道府県職業能力開発協会に対し受検に必要な手続きを行い、受検することとなります。（技能実習に係る手続きの流れ、修得技能等の評価の流れについては別図を参考にしてください。）

技能実習制度の手続きの流れ



(注) 在留期間1年が付与された場合は、技能実習1号の「在留期間更新許可申請」は不要となります。



実施職種、試験実施方法等の概要

1. 実施職種

実施職種は、別表の53職種87作業です。

2. 受検対象者

随時3級：技能実習2号2年目の終了予定者（当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者）

基礎1級：技能実習2号1年目の終了予定者

基礎2級：技能実習1号の期間の4分の3程度を経過した者

3. 試験の実施方法

随時3級、基礎1級、基礎2級技能検定試験は、都道府県知事及び都道府県職業能力開発協会が随時に実施しています。

試験は、学科試験（3級30問、基礎1級30問、基礎2級20問。試験時間は1時間）及び実技試験により行われ、学科試験と実技試験は原則として同一日に実施されます。合格基準は、学科試験・実技試験とも、100点満点で60点以上です。

試験の実施方法は、原則として、技能検定委員を受入れ企業等に派遣し、企業等の機械設備を利用して行う出張試験方式で実施されますが、集合試験方式で実施される場合もあります。

4. 受検申請

受検申請は、各都道府県職業能力開発協会にて受け付けます。

5. 受検手数料

実技試験16,500円、学科試験3,100円を標準額として検定職種ごとに各都道府県において定められています。

6. 合格証書等

随時3級、基礎1級及び基礎2級の合格者には各都道府県知事名の合格証書が交付され、技能士と称することができます。（3級〇〇技能士、基礎1級〇〇技能士、基礎2級〇〇技能士）

実施職種（作業）一覧

職種名	作業名	職種名	作業名	
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	家具製作	家具手加工作業	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業 銅合金鑄物鑄造作業 軽合金鑄物鑄造作業	建具製作	木製建具手加工作業 印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業	
鍛造	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業	紙器・段ボール箱製造	貼箱製造作業 段ボール箱製造作業	
機械加工	普通旋盤作業（随時3級） 旋盤作業（基礎1・2級） フライス盤作業	印刷	オフセット印刷作業	
金属プレス加工	金属プレス作業	製本	書籍製本作業 雑誌製本作業 商業印刷物製本作業	
鉄工	構造物鉄工作業	プラスチック成形	圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 ブロー成形作業	
建築板金	ダクト板金作業		強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
工場板金	機械板金作業		石材施工	石材加工作業 石張り作業
めっき	電気めっき作業 溶融亜鉛めっき作業	パン製造	パン製造作業	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	
仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	
機械検査	機械検査作業	建築大工	大工工事作業	
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業	かわらぶき	かわらぶき作業	
機械保全	機械系保全作業	とび	とび作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	左官	左官作業	
電気機器組立て	回転電機組立て作業	タイル張り	タイル張り作業	
	変圧器組立て作業	配管	建築配管作業 プラント配管作業	
	配電盤・制御盤組立て作業		型枠施工	型枠工事作業
	開閉制御器具組立て作業	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
	回転電機巻線製作作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	防水施工	シーリング防水工事作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業	
染色	糸浸染作業 織物・ニット浸染作業		熱絶縁施工	保温保冷工事作業
ニット製品製造	丸編みニット製造作業 靴下製造作業		サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業		ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業	表装	壁装作業	
寝具製作	寝具製作作業	塗装	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業	
帆布製品製造	帆布製品製造作業		工業包装	工業包装作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業			

厚生労働大臣告示

平成5年4月5日

（平成22年1月22日一部改正）

II 各論

5 技能実習の実施に関し留意すべき事項

(1) 技能実習2号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成

- イ 監理団体及び実習実施機関（企業単独型にあっては実習実施機関）は、技能実習2号への移行を予定する技能実習生が技能実習1号及び技能実習2号の期間全体を通じて効果的な技能の修得が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受験など、修得した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。
- ロ 技能実習1号の期間の計画については、入国当初の講習と併せて技能検定基礎2級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成するものとし、特に、安全衛生に関する技能等の修得について十分配慮されたものとする必要がある。
- ハ 技能実習2号の期間の計画は、技能実習1号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習2号を開始した日から1年を経過した日においては技能検定基礎1級に相当する技能等、2年を経過した日においては技能検定3級に相当する技能等が適切に修得できるものとする。

7 修得技能等の評価

(1) 修得技能等の評価システム等

- ロ 推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み（以下「評価システム」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定及び2の(3)の規定により、認定されたものとする。

(2) 修得技能等の評価の受験手続等

- イ 推進事業実施機関は、6の(3)の申し出があった場合は、技能実習の内容、受験を希望する検定・資格試験等、受験希望時期等に応じ、評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受験日等の連絡を行うものとする。
- ロ 技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習1号の期間の4分の3程度を経過した後に受けるものとする。
- ハ 技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る評価システムによる検定・資格試験等を受験するものとする。
なお、在留資格の変更の申請前であれば、1回に限り再受験することができる。
- ニ 実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受験について必要な支援を行うものとする。

(3) 技能実習終了時の修得技能等の評価

- イ 実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受験その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。
- ロ 実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受験等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

●受検に関するお問合せ先

協会名	〒	所在地	TEL
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2	北海道立職業能力開発支援センター内 011-825-2386
青森県職業能力開発協会	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1	青森県立青森高等技術専門校内 017-738-5561
岩手県職業能力開発協会	020-0022	盛岡市大通3-2-8	岩手県金属工業会館5階 019-654-5427
宮城県職業能力開発協会	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9917
秋田県職業能力開発協会	010-1601	秋田市向浜1-2-1	秋田県職業訓練センター内 018-862-3510
山形県職業能力開発協会	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-8562
福島県職業能力開発協会	960-8043	福島市中町8-2	福島県自治会館内 024-525-8681
茨城県職業能力開発協会	310-0005	水戸市水府町864-4	茨城県職業人材育成センター内 029-221-8647
栃木県職業能力開発協会	320-0032	宇都宮市昭和2-2-5	栃木県北庁舎2号館 028-643-7002
群馬県職業能力開発協会	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
埼玉県職業能力開発協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	埼玉県浦和合同庁舎5階 048-829-2802
千葉県職業能力開発協会	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150
東京都職業能力開発協会	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階 03-5211-2353
神奈川県職業能力開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4	かながわ労働プラザ6階 045-633-5419
新潟県職業能力開発協会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	新潟県公社総合ビル4階 025-283-2155
富山県職業能力開発協会	930-0094	富山市安住町7-18	安住町第一生命ビル2階 076-432-9887
石川県職業能力開発協会	920-0862	金沢市芳斉1-15-15	石川県職業能力開発プラザ3階 076-262-9020
福井県職業能力開発協会	910-0005	福井市大手2-9-10	福井県電気ビル内 0776-27-6360
山梨県職業能力開発協会	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916
長野県職業能力開発協会	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2	長野県婦人会館3階 026-234-9050
岐阜県職業能力開発協会	502-0841	岐阜市学園町2-33	岐阜県人材開発センター内 058-233-4777
静岡県職業能力開発協会	424-0881	静岡市清水区楠160	054-345-9377
愛知県職業能力開発協会	451-0035	名古屋市西区浅間2-3-14	愛知県職業訓練会館内 052-524-2034
三重県職業能力開発協会	514-0004	津市栄町1-954	三重県栄町庁舎4階 059-228-2732
滋賀県職業能力開発協会	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-533-0850
京都府職業能力開発協会	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3	京都府立京都高等技術専門校内 075-642-5075
大阪府職業能力開発協会	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1	大阪本町西第一ビルディング6階 06-6534-7510
兵庫県職業能力開発協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30	兵庫勤労福祉センター1階 078-371-2091
奈良県職業能力開発協会	630-8213	奈良市登大路町38-1	奈良県中小企業会館2階 0742-24-4127
和歌山県職業能力開発協会	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38	和歌山技能センター内 073-425-4555
鳥取県職業能力開発協会	680-0845	鳥取市富安2-159	久本ビル5階 0857-22-3494
島根県職業能力開発協会	690-0048	松江市西塚島1-4-5	SPビル2階 0852-23-1755
岡山県職業能力開発協会	700-0824	岡山市内山下2-3-10	アマノビル3階 086-225-1547
広島県職業能力開発協会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	広島県情報プラザ5階 082-245-4020
山口県職業能力開発協会	753-0074	山口市中央4-3-6	083-922-8646
徳島県職業能力開発協会	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-663-2316
香川県職業能力開発協会	761-8031	高松市郷東町587-1	087-882-2854
愛媛県職業能力開発協会	791-1101	松山市久米窪田町487-2	愛媛県産業技術研究所 管理棟2階 089-993-7301
高知県職業能力開発協会	781-5101	高知市布師田3992-4	高知地域職業訓練センター内 088-846-2300
福岡県職業能力開発協会	813-0044	福岡市東区千早5-3-1	福岡人材開発センター2階 092-671-1238
佐賀県職業能力開発協会	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6408
長崎県職業能力開発協会	851-2107	西彼杵郡時津町久留里郷1439-31	長崎地域職業訓練センター内 095-882-1616
熊本県職業能力開発協会	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10	電子応用機械技術研究所内 096-285-5818
大分県職業能力開発協会	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1	大分地域職業訓練センター内 097-542-3651
宮崎県職業能力開発協会	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570
鹿児島県職業能力開発協会	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
沖縄県職業能力開発協会	900-0036	那覇市西3-14-1	那覇地域職業訓練センター内 098-862-4278

●技能検定制度に関するお問合せ先

中央職業能力開発協会

〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング11階 TEL 03-6758-2859

●技能実習制度に関するお問合せ先

財団法人国際研修協力機構

〒105-0013 港区浜松町1-18-16 住友浜松町ビル4階 TEL 03-6430-1192

(平成23年3月現在)